

第2章 現状と課題

1 一般廃棄物の現状と課題

「長崎県ごみ処理広域化計画（平成21年7月改訂）」では、以下のような広域ブロックを定めています。

本計画では、県全体の現状とあわせて、この広域ブロックに沿った現状の把握も行い、目標を定めます。

広域ブロック

ブロック名	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	構成市町
長崎・西彼 (2市2町)	509,203	697.07	730	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保・県北 (3市4町)	348,023	991.83	351	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町 川棚町、波佐見町、佐々町
県央・県南 (5市)	357,852	935.84	382	島原市、諫早市、大村市、雲仙市 南島原市
下五島 (1市)	34,960	420.04	83	五島市
上五島 (2町)	20,324	239.47	85	小値賀町、新上五島町
壱岐 (1市)	25,506	139.42	183	壱岐市
対馬 (1市)	29,337	708.63	41	対馬市

人口及び面積は令和元年10月1日現在のもの。

出典「長崎県異動人口調査」

(1) ごみの排出状況

現状

令和元年度におけるごみ排出量は47万9千トンです。平成25年度以降ごみ排出量は減少傾向で推移してきましたが、平成30年度に比べ約2千トン増加しました。

「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の3ブロックでごみ排出量全体の約9割を占めています。

1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均と比較すると40グラム多い値(平成30年度：全国平均918g/人・日、長崎県958g/人・日)となっており、都道府県別で長崎県は第29位となっています。

令和元年度における事業系ごみの1人1日あたりのごみ排出量は、近年海外旅行者の増加等に伴い、観光業や飲食業からの排出が増加しているため、全国よりも高い水準にあります。一方、生活系ごみにおける1人1日あたりのごみ排出量は全国よりも低い水準で推移してきましたが、平成28年度以降増加傾向にあります。

課題

事業系ごみにおいては、食材の使い切り、生ごみの水切りの推進など、各事業所においてできる取組を徹底し、排出量を削減する必要があります。

生活系ごみにおいては、近年1人1日あたりのごみ排出量が増加傾向で推移していることから、循環型社会の構築を推進し、食品ロスの削減や生ごみの水切り・堆肥化といったことだけでなく、ライフスタイル全般の見直しにより、排出量を削減する必要があります。

紙類の再生利用率が低いことから、雑紙等の紙類が可燃ごみとして相当数排出されていると考えられ、それらを削減する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、飲食物のテイクアウト利用の拡大により、家庭ごみとして排出される使い捨ての容器包装資材の増加や、古布類のリサイクル事業への影響などが今後懸念されています。

(用語の定義)

事業系ごみ：事業活動に伴って排出されるごみ。紙ごみや食堂などから出る食べ残しなど

生活系ごみ：家庭から排出されるごみ

ごみ排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

計画収集量：市町等によって収集されたごみ量

直接搬入量：住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量

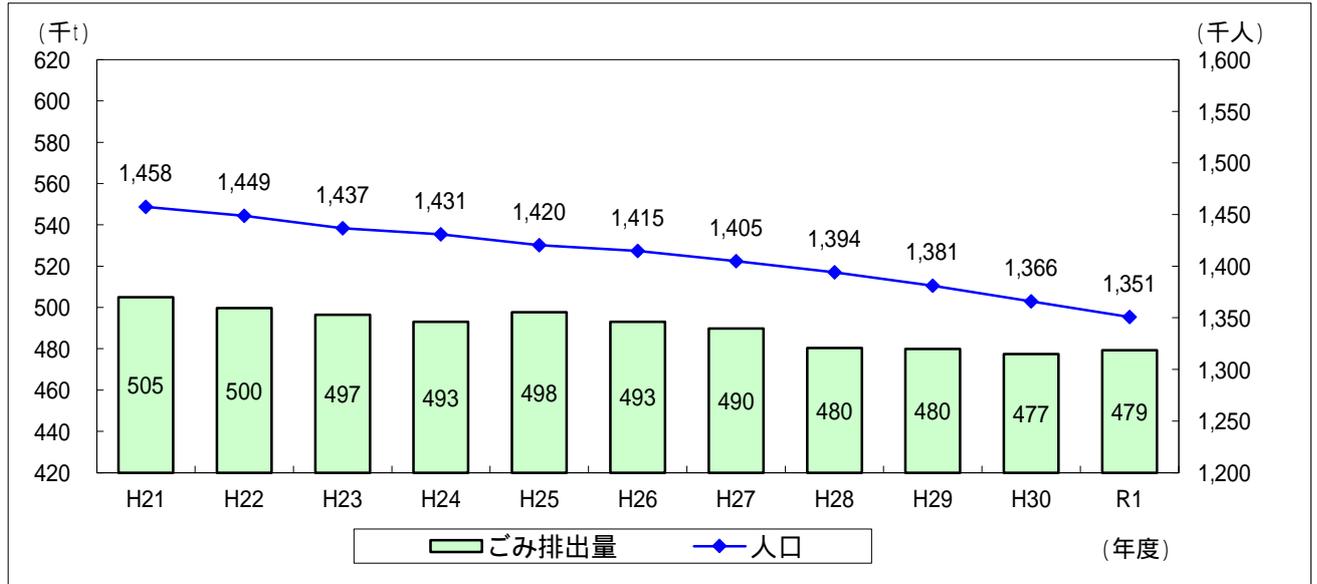
集団回収量：自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量

1人1日あたりのごみ排出量

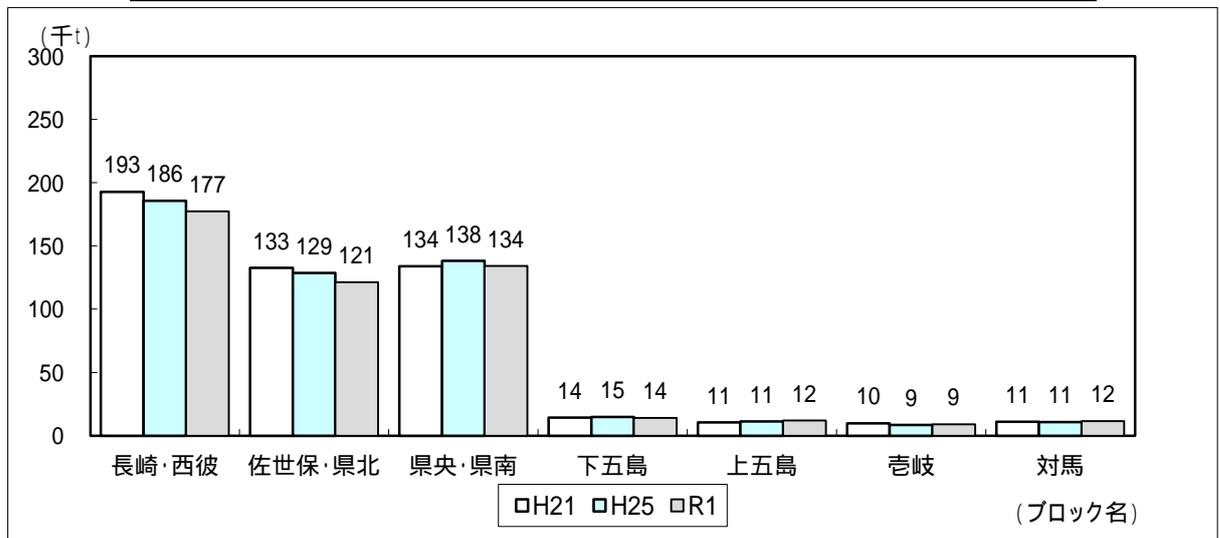
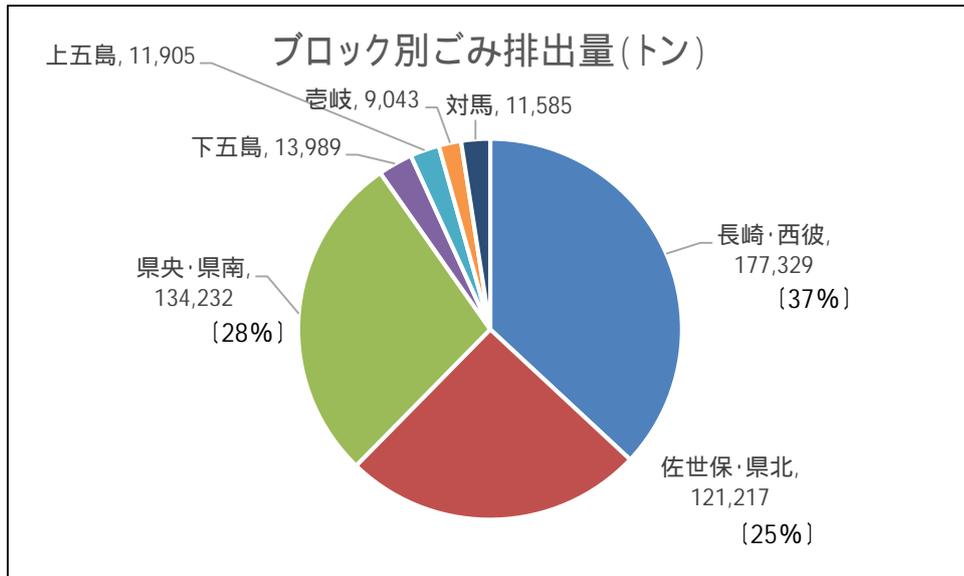
= ごみ排出量 ÷ ごみ収集を行っている区域の人口 ÷ 年間日数

(人口：各年度10月末時点の住民基本台帳人口)

第2章 現状と課題

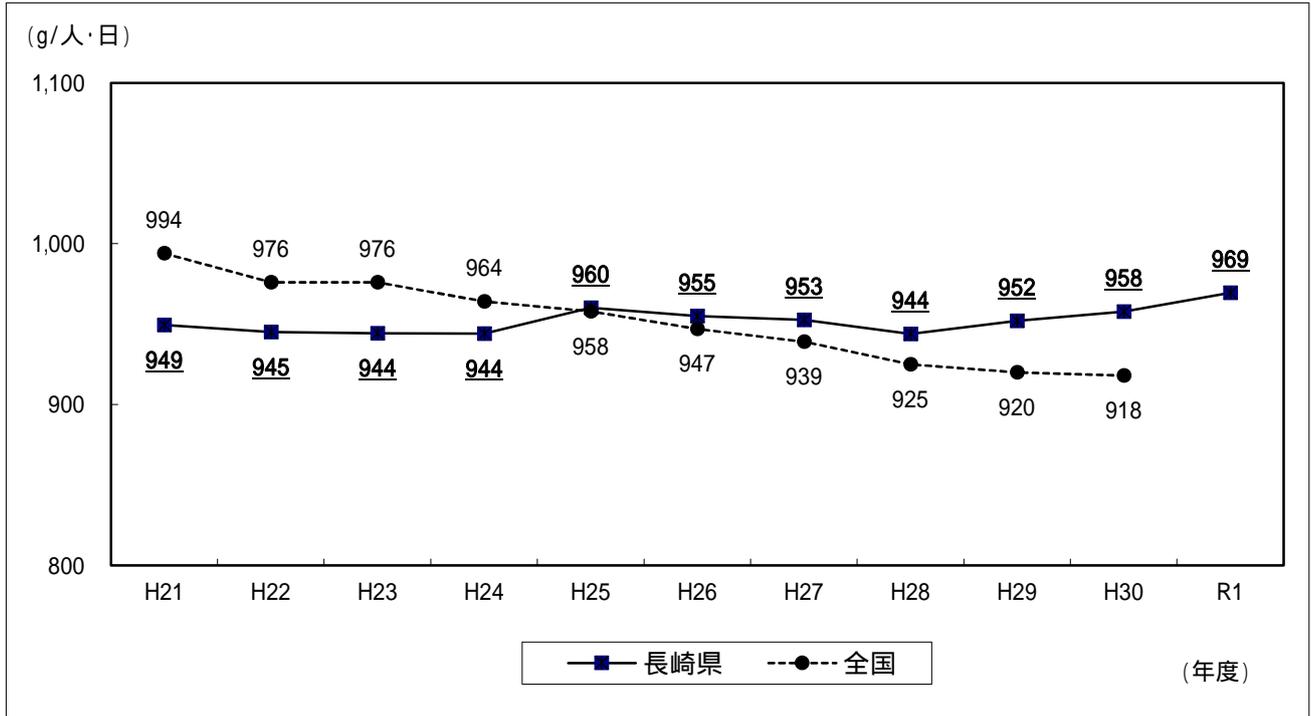


図表 2-1-1 長崎県のごみ排出量及び人口の推移

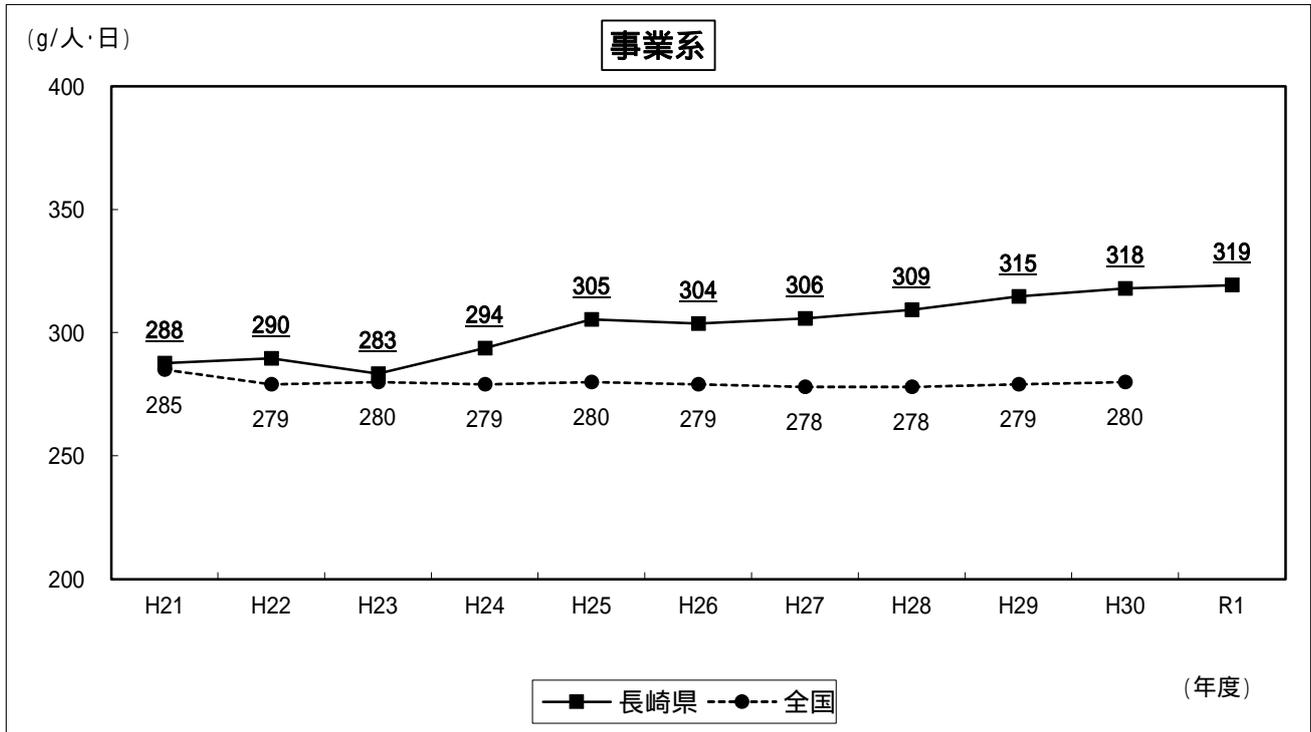


図表 2-1-2 ブロック別ごみ排出量(総量)の比較

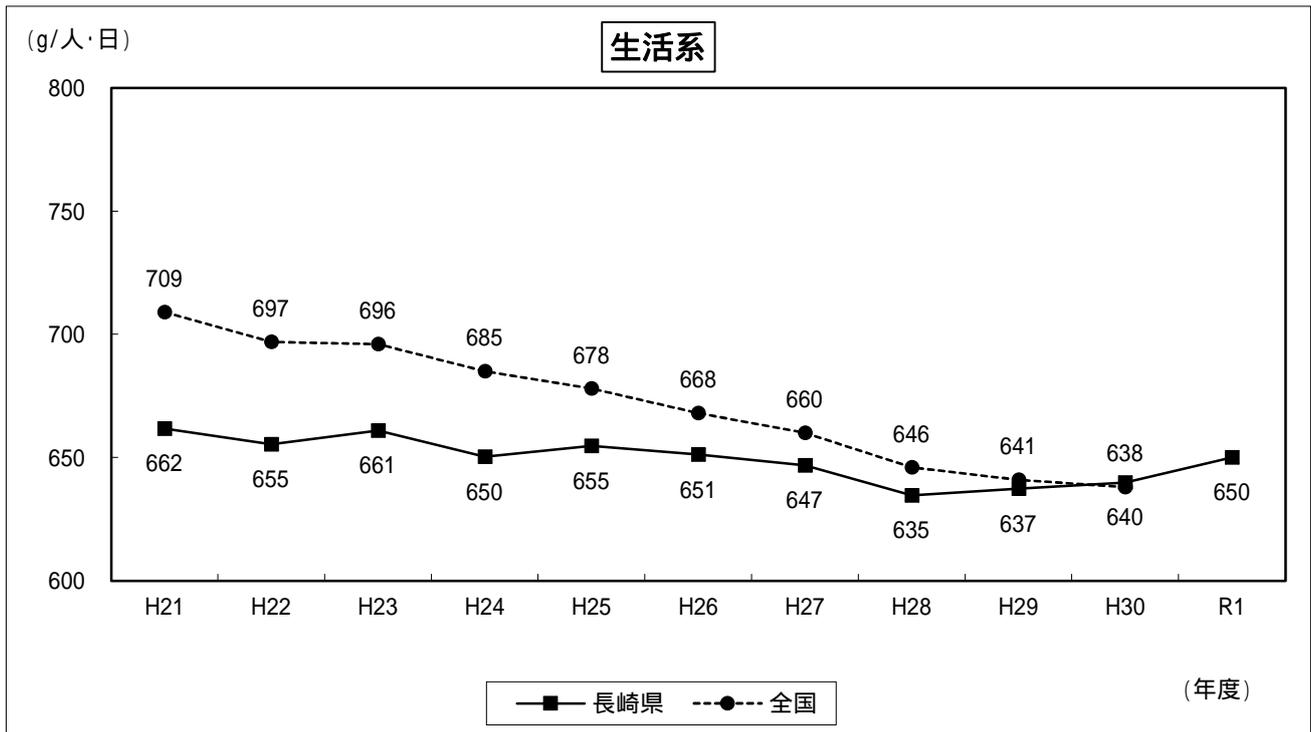
第2章 現状と課題



図表 2-1-3 1人1日あたりのごみ排出量の推移



図表 2-1-4 1人1日あたりの事業系ごみ排出量の推移



図表 2-1-5 1人1日あたりの生活系ごみ排出量の推移

図表 2-1-6 ごみ排出量の内訳

(単位：トン)

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画収集量	混合ごみ	0	0	0	0	0
	可燃ごみ	337,710	333,653	342,767	337,875	338,405
	不燃ごみ	21,279	18,473	17,228	17,381	16,992
	資源ごみ	37,205	35,685	34,208	33,447	32,722
	粗大ごみ	1,628	1,565	1,621	1,882	1,905
	その他	441	476	539	464	450
	小計	398,263	389,852	396,363	391,049	390,474
直接搬入量		72,796	72,887	67,046	70,851	74,296
計		471,059	462,739	463,409	461,900	464,770
内訳	(生活系ごみ)	313,826	305,378	304,781	303,391	306,900
	(事業系ごみ)	157,233	157,361	158,628	158,509	157,870
集回収量		18,764	17,561	16,511	15,599	14,530
合計		489,823	480,300	479,920	477,499	479,300

(2) 再生利用状況

現状
 令和元年度における再生利用率は15.6%であり、近年ほぼ横ばいの傾向となっており、平成30年度値(14.9%)と比較すると、全国値(19.9%)と比べ5.0ポイント低い値となっています。
 再生利用率を品目ごとに全国値と比較すると、その差が大きいのは紙類となっています。
 令和元年度における再生利用率をブロック別に見ると、「壱岐」、「佐世保・県北」、「長崎・西彼」、「下五島」の順に再生利用率が高く、「壱岐」、「佐世保・県北」は県の値を上回っていますが、他のブロックは県の値を下回っています。

課題
 全国平均と比べて再生利用率が低く、継続して横ばいから低下傾向で推移しているため、再生利用率向上に向けて施策の見直し検討の必要があります。
 再生利用率が全国と比べて低い品目である紙類の再資源化を推進する必要があります。また、市町が関与していない紙類のリサイクル業者が行っている再資源化についても、推進する必要があります。

(用語の定義)

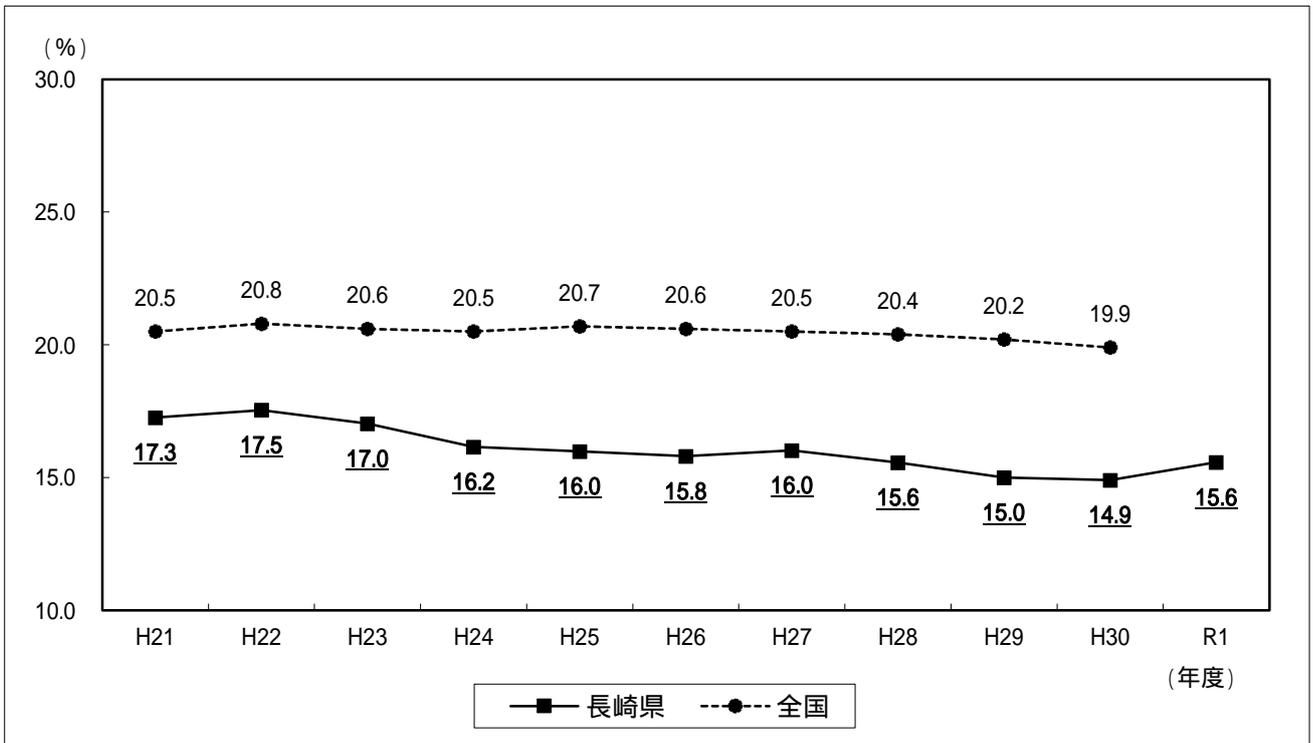
再生利用率 = (資源化量 ÷ ごみ排出量) × 100

資源化量 = 施設資源化量 + 直接資源化量 + 集団回収量

施設資源化量：リサイクル施設における分別や焼却施設におけるスラグ化等により資源化された量

直接資源化量：市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生業者等へ搬入された量

集団回収量：市民団体や自治会等による収集において、市町が用具の貸出、補助金等の交付等により関与している団体回収量



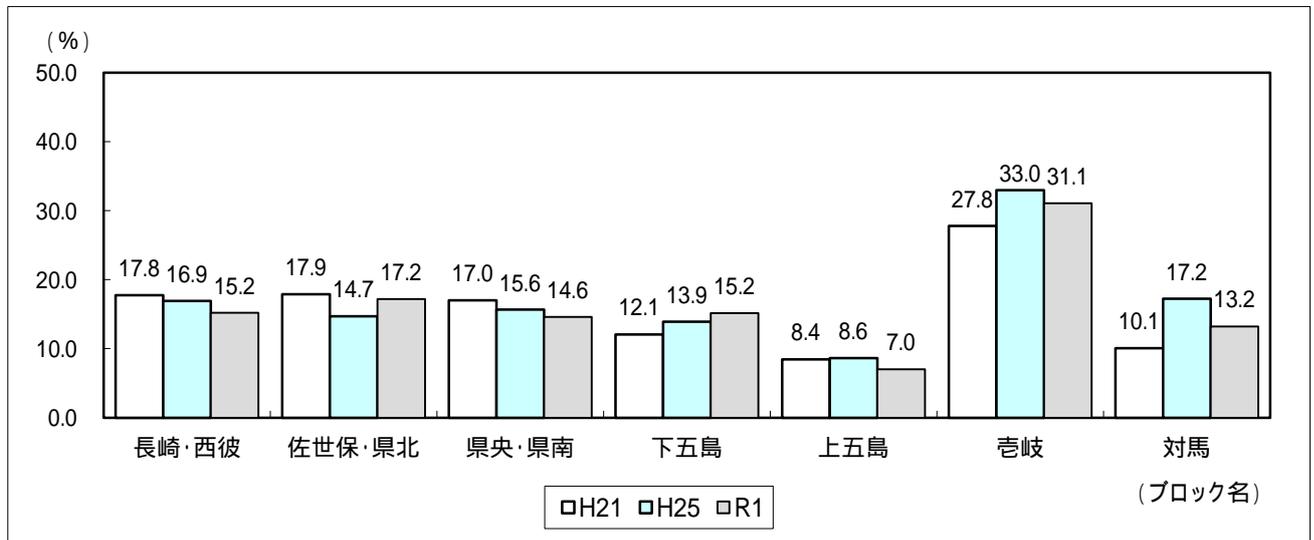
図表 2-1-7 再生利用率の推移

第2章 現状と課題

図表 2-1-8 再生利用率の全国との比較（平成 30 年度実績）

項目	重量		再生利用率 (%) (= 資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100)		
	全国(千トン)	長崎県(トン)	全国	長崎県	全国との差
ごみ総排出量	42,716	477,499	-	-	-
資源化量	8,530	71,169	20.0	14.9	-5.1
(内訳)	(資源化量内訳)		(再生利用率内訳)		
紙類(紙パック、紙製容器包装を除く)	3,413	23,859	8.0	5.0	-3.0
紙パック、紙製容器包装	137	606	0.3	0.1	-0.2
容器包装プラスチック等	718	6,437	1.7	1.3	-0.3
ペットボトル	314	3,546	0.7	0.7	0.0
ガラス類	731	8,758	1.7	1.8	0.1
金属類	839	8,981	2.0	1.9	-0.1
布類	187	616	0.4	0.1	-0.3
ごみ焼却施設から排出される灰の再生利用に関するもの(溶融スラグ化、セメント原料化、固形燃料化等)	1,300	13,075	3.0	2.7	-0.3
その他	891	5,291	2.1	1.1	-1.0

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。



図表 2-1-9 ブロック別再生利用率の比較

図表 2-1-10 ブロック別再生利用率の比較内訳（令和元年度）

(単位：%)

	長崎・西彼	佐世保・県北	県央・県南	下五島	上五島	壱岐	対馬
施設資源化量	11.1	11.6	11.1	14.9	7.0	9.7	8.9
直接資源化量	0.6	1.5	0.9	0.0	0.0	21.4	4.3
集団回収	3.4	4.0	2.6	0.2	0.0	0.0	0.0
計	15.2	17.2	14.6	15.2	7.0	31.1	13.2

(3) 中間処理状況

現状
 令和元年度の中間処理量は45万2千トンで、そのうち焼却施設(直接焼却)によるものが40万2千トン、粗大ごみ処理施設によるものが6千トン、資源化等を行う施設によるものが3万5千トン、直接資源化によるものが7千トンとなっています。
 焼却に伴い排出されるダイオキシン類の量は、令和元年度で0.43g-TEQ/年であり、ごみの減量化やごみ処理施設の広域化及び高度化等により低い水準で推移しています。

課題
 廃棄物の再生利用や減量化の促進につながる適切な中間処理を推進する必要があります。
 ダイオキシン類対策を継続していくとともに、引き続きごみの減量化やごみ処理施設の広域化などを進める必要があります。

(用語の説明)

TEQ : Toxicity Equivalency Quantity (毒性等量)

ダイオキシン類は複雑な同族体や異性体の混合物であり、それぞれ毒性の強さが異なるため、この中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性を1として、それぞれの異性体の毒性をこれに換算して合計したものの

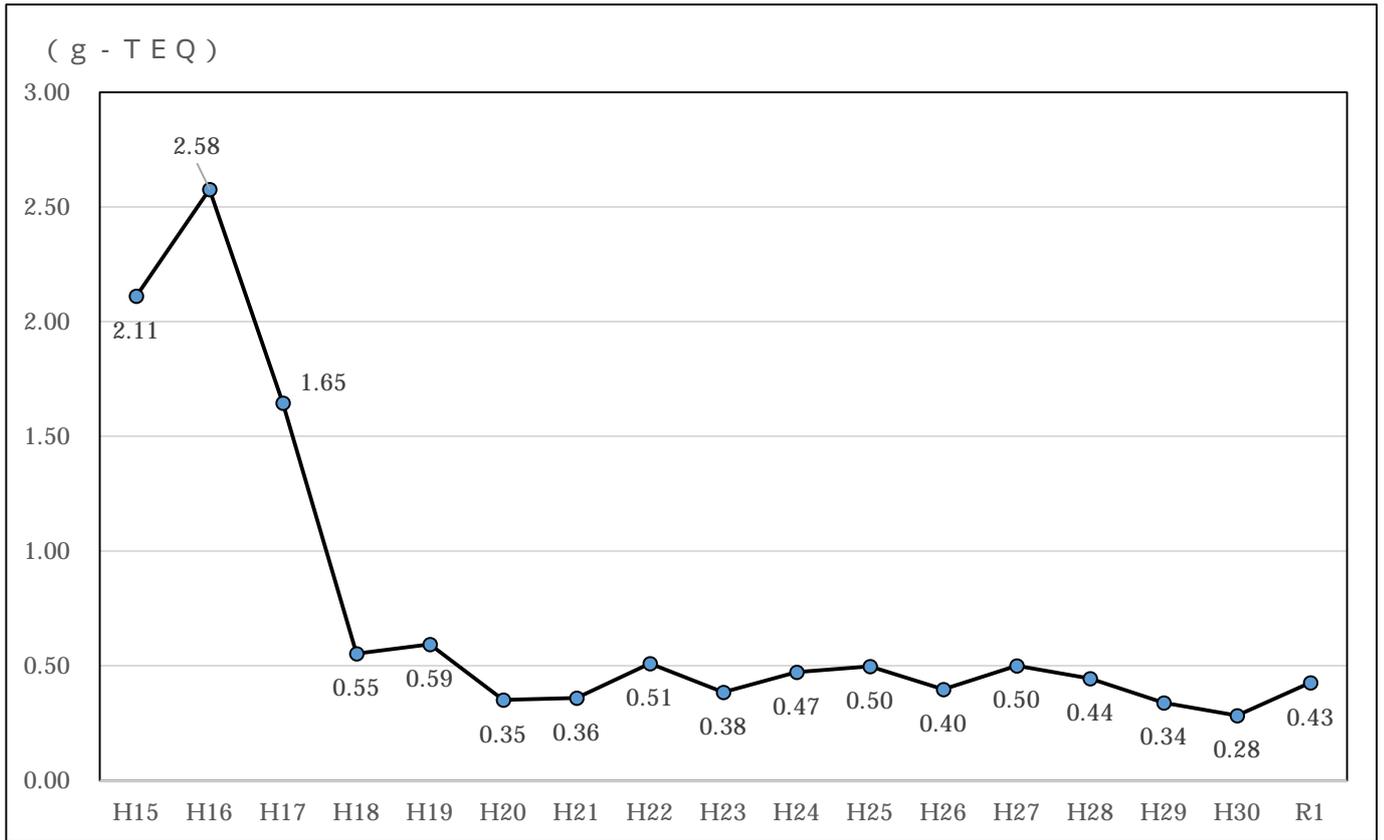
同族体 : 化学的性質が互いに類似した一連の有機化合物

異性体 : 同じ分子式でありながら、化学的に区別される化合物

図表 2-1-11 ごみ処理区分別の処理量の内訳

(単位: トン)

年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度			
	処理量	割合 (%)	処理量	割合 (%)	処理量	割合 (%)	処理量	割合 (%)	処理量	割合 (%)		
中間 処理 量	焼却施設(直接焼却)	402,156	85.5	398,326	86.2	400,939	86.9	399,440	86.7	401,584	87.1	
	焼却以外の 中間処理	粗大ごみ処理施設	4,884	1.0	5,416	1.2	5,547	1.2	5,975	1.3	5,930	1.3
		資源化等を行う施設	41,891	8.9	39,789	8.6	37,949	8.2	37,271	8.1	35,435	7.7
		直接資源化	6,219	1.3	5,936	1.3	6,097	1.3	6,645	1.4	6,509	1.4
		その他の施設	787	0.2	852	0.2	846	0.2	1,276	0.3	2,139	0.5
		小計	53,781	11.4	51,993	11.3	50,439	10.9	51,167	11.1	50,013	10.8
計	455,937	96.9	450,319	97.5	451,378	97.9	450,607	97.9	451,597	97.9		
直接最終処分量	14,626	3.1	11,603	2.5	9,788	2.1	9,880	2.1	9,549	2.1		
計	470,563	100.0	461,922	100.0	461,166	100.0	460,487	100.0	461,146	100.0		
集団回収量	18,764		17,561		16,511		15,599		14,530			
合計	489,327		479,483		477,677		476,086		475,676			



図表 2-1-12 ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の年間排出量の推移

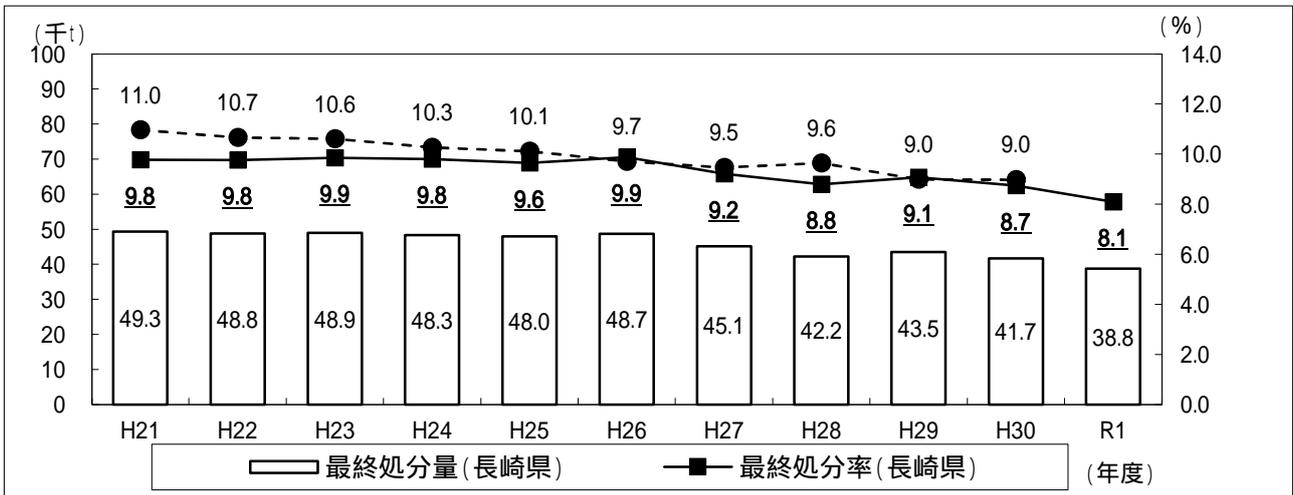
(4) 最終処分状況

現状

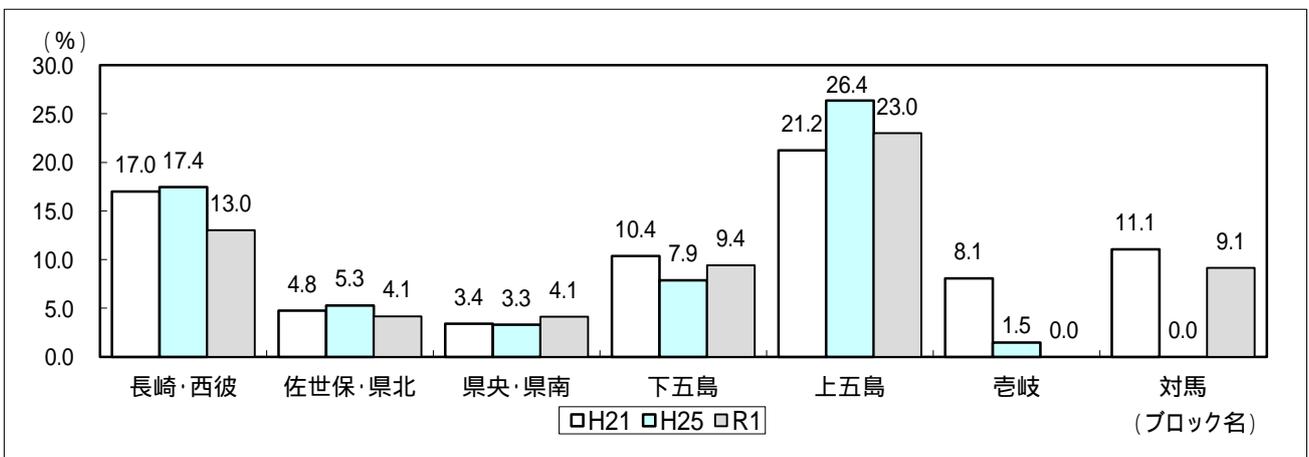
令和元年度の最終処分量は3万9千トンで、近年減少傾向にあります。ごみ排出量に占める最終処分量の割合(以下「最終処分率」という。)は8.1%で、平成30年度値(8.7%)で比べると、全国値(9.0%)とほぼ同程度です。
ブロック別に見ると、令和元年度の最終処分率は「上五島」、「長崎・西彼」が高くなっています。

課題

循環型社会を形成するため、ごみの排出量削減や再生利用を推進し、可能な限り最終処分量を抑制する必要があります。



図表 2-1-13 最終処分量と最終処分率の推移



図表 2-1-14 ブロック別最終処分率の比較

(5) ごみ処理事業経費

現状

令和元年度のごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費は、令和元年度で37,373円です。これに、施設を建設したり改造したりする建設・改良費を加えたごみ処理事業経費は65,909円になります。

ごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費を、平成30年度の全国値と比べると、377円安くなっています。

ごみがいっぱい入ったごみ袋1個の重さを約5キログラムとすると、そのごみ袋1個を処理するためのごみ処理事業経費は約330円になります。

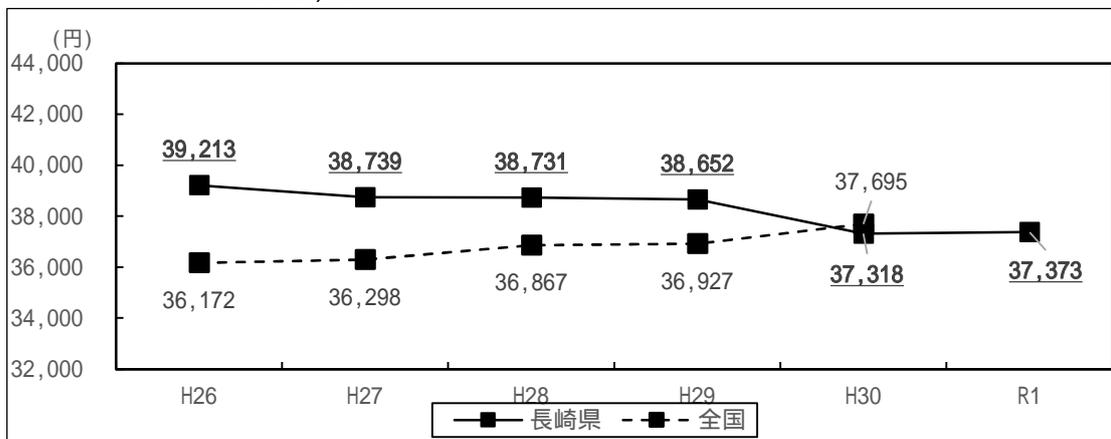
課題

一般廃棄物処理に係るコスト分析及び効率化を推進し、ごみ処理にかかる経費を抑制する必要があります。

(用語の説明)

処理及び維持管理費：収集運搬・焼却処理、中間処理・最終処分にかかる経費(人件費、燃料費、消耗品費、光熱水費等)、施設の修繕費、車両購入費及び委託費等

建設・改良費：廃棄物処理施設の整備や改造にかかる経費(工事費、事務費及び調査費等)等



図表 2-1-15 ごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費の推移

図表 2-1-16 ごみ処理事業経費 (令和元年度)

人口(人)	1,350,826	
集団回収を除くごみ処理量(トン)	464,770	
ごみ処理事業経費 (百万円)	建設・改良費	13,262
	処理・維持管理費	17,370
	合計	30,632
ごみ1トンあたりの処理・維持管理費(円/トン)	37,373	
ごみ1トンあたりのごみ処理事業経費(円/トン)	65,909	
1人あたりのごみ処理事業経費(円/人)	22,677	
ごみ袋1個(5kg)あたりのごみ処理事業経費(円/袋)	330	

(6) ごみ処理施設の状況

ごみ焼却施設

現状

ごみ焼却施設は、令和2年3月現在で県内に18施設ありますが、ごみ処理の広域化が進むと17施設に集約されることとなります。

一方で、ごみ焼却施設の解体には多額の費用を要すること等から、ごみ処理の広域化等に伴い廃止された施設のうち、19施設が令和2年3月現在、未解体となっています。

課題

国の交付金などを活用し、ダイオキシン類の発生量が少なく、熱回収や発電機能を併せ持ったごみ焼却施設の整備（更新）を推進する必要があります。

廃止されたごみ焼却施設は、ダイオキシン類の周辺環境への影響が懸念されることから、早期に解体する必要があります。

図表 2-1-17 ごみ焼却施設の整備状況

	長崎 西彼	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和2年3月現在)	4	5	3	2	2	1	1	18
ごみ処理広域化計画目標値 (平成30年度の施設数)	4	5	3	1	2	1	1	17

再資源化施設等

現状

資源ごみや粗大ごみを処理するための再資源化施設等は令和2年3月現在で県内に14施設あります。

課題

さらに廃棄物のリサイクルを推進するため、市町の状況等に応じた再資源化施設の整備を一層推進する必要があります。

図表 2-1-18 再資源化施設等の整備状況

	長崎 西彼	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和2年3月現在)	4	4	1	1	2	1	1	14

最終処分場

現状

発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環利用を徹底したうえで、どうしても循環利用できない廃棄物については適正に処理され、必要な範囲内で埋立処分が行われており、県内には23施設の最終処分場があります。
 新たな最終処分場の建設は非常に困難であるため、各市町においては、4R活動を推進するなどして埋立処分量を減らすことで、最終処分場の延命化に努めています。

課題

最終処分場の延命化を図るため、廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収を推進することが必要です。
 廃棄物の処理を、できる限り発生地域内又は県内で完結させるため、最終処分場の計画的な確保が必要です。
 災害時などは一時的に大量の廃棄物を処理する必要があるため、最終処分場を整備する際には、残余容量に余裕を持たせることが必要です。

(用語の説明)

4R活動：循環型社会の形成推進のために、廃棄物となる物を「断る」(Refuse)・「減らす」(Reduce)・「再使用する」(Reuse)・「再生利用する」(Recycle)活動の総称

図表 2-1-19 最終処分場の整備状況

	長崎 西彼	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和2年3月現在)	2	9	3	1	5	2	1	23

(7) し尿処理の状況

現状

令和元年度における水洗化率は79.5%であり、公共下水道、浄化槽等の普及に伴い年々増加しており、全国値との差は小さくなっています。平成30年度の実績で全国値(95.2%)と比較すると、長崎県(78.5%)の方が16.7ポイント低い値となっています。

水洗化率の内訳は公共下水道59.1%、浄化槽20.0%、コミュニティプラント0.4%となっています。

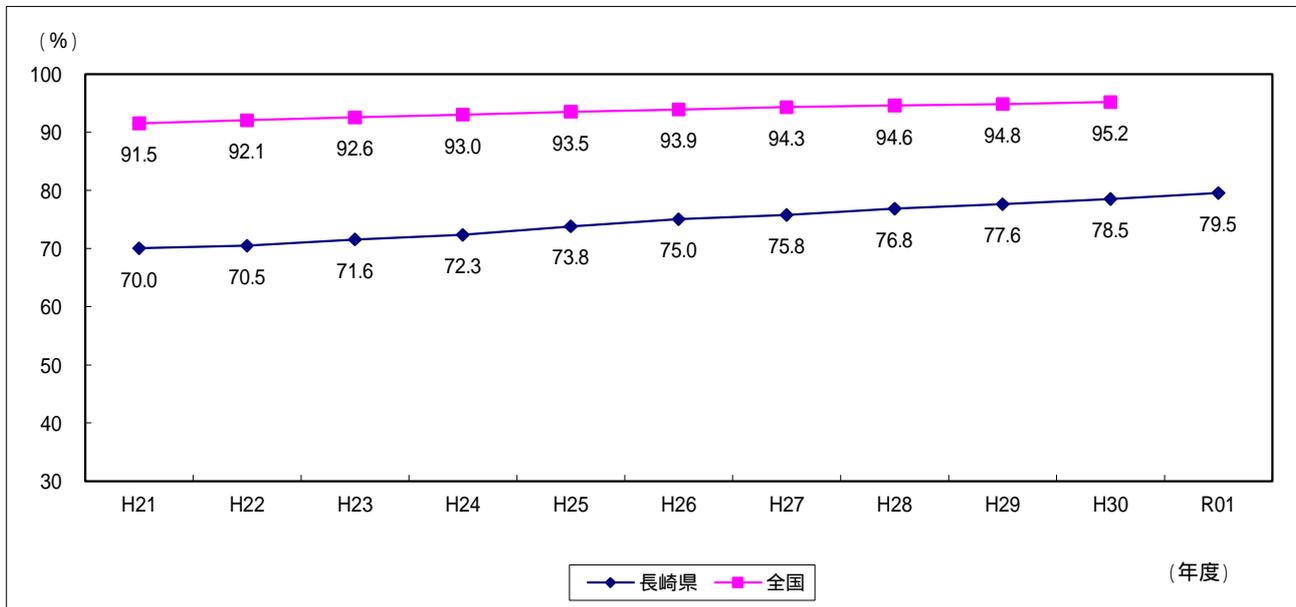
課題

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、引き続き水洗化率を向上させる必要があります。

(用語の定義)

水洗化率 = (公共下水道や浄化槽などでし尿を処理できる人口) ÷ 総人口

コミュニティプラント：市町が、地域し尿処理施設として設置・管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設



図表 2-1-20 水洗化率の推移

(8) し尿処理施設の状況

現状
 し尿処理施設は令和2年3月末現在で県内に28施設が設置されており、そのうち17施設は稼働後20年を経過しています。
 ブロック別に見ると、「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「対馬」ブロックで、し尿等の搬入量に対して施設の処理能力に余裕がありません。

課題
 既存し尿処理施設の処理能力に余裕がないブロックにおいては、計画的な施設整備を進める必要があります。

図表 2-1-21 し尿処理施設の処理能力及び処理実績(令和元年度実績)

ブロック名	施設数	処理能力 合計 (kL/日)	処理量		稼働率 / ×100 (%)
			年間 (kL)	1日あたり (kL/日)	
長崎・西彼	5	178	25,921	193	108
佐世保・県北	5	498	126,257	590	118
県央・県南	8	689	110,933	537	78
下五島	3	150	18,469	114	76
上五島	2	81	20,224	79	98
壱岐	2	118	19,576	71	60
対馬	3	110	33,507	115	105
合計	28	1,824	354,887	1,699	93

2 産業廃棄物の現状と課題

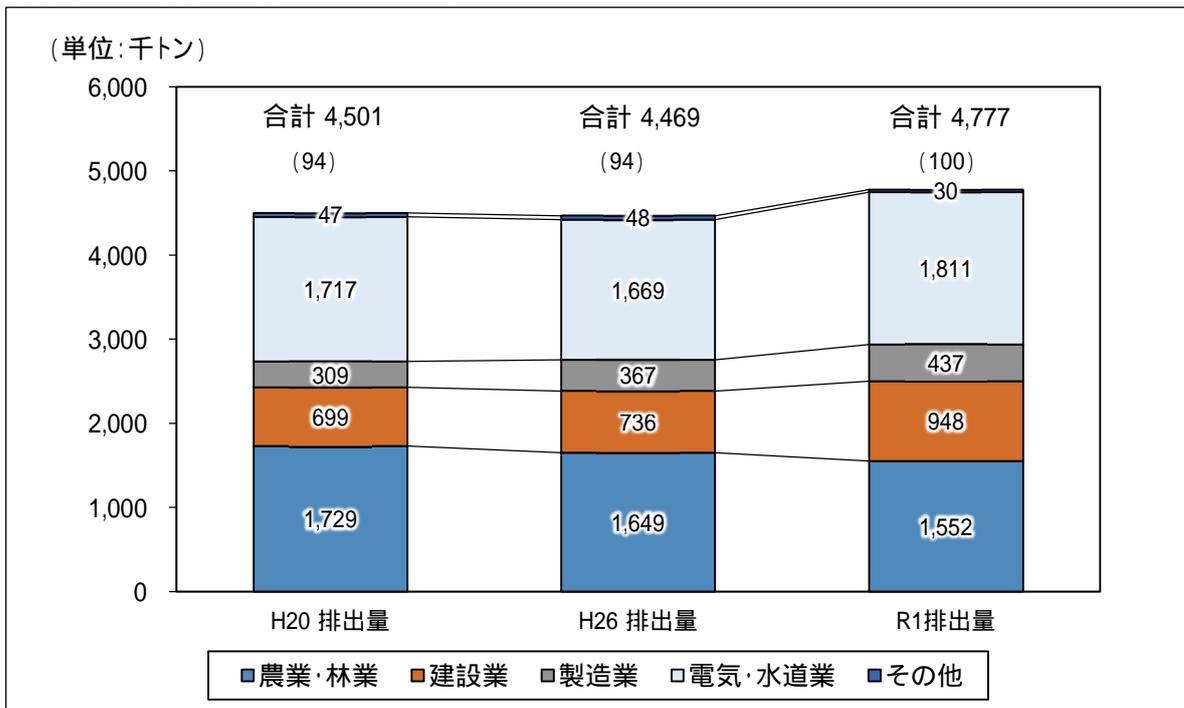
(1) 排出状況

現状
 令和元年度に県内で排出された産業廃棄物は約478万トンと推計されます。令和元年度の産業廃棄物の排出量を、平成26年度の排出量約447万トンと比べると、約31万トン（約7%）増加しています。
 「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の本土ブロックで全排出量の9割以上を占めています。
 業種別にみると、農業・林業、電気・水道業（ガス・熱供給を含む。）、建設業から排出される量が多く、全排出量の9割以上を占めています。
 排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、ばいじん、がれき類の順に多く、この4品目で全排出量の約9割を占めています。

課題
 産業廃棄物の排出量は県内各地の発展に伴い増加していることから、循環型社会の形成を推進するために、廃棄物の適正処理、再資源化を一層推進して、最終処分量を減らす必要があります。

排出量の推移

令和元年度の産業廃棄物の排出量は約 478 万トンであり、平成 26 年度の排出量約 447 万トンと比べると約 31 万トン（約 7%）増加しており、平成 16 年度からの減少傾向から増加に転じています。



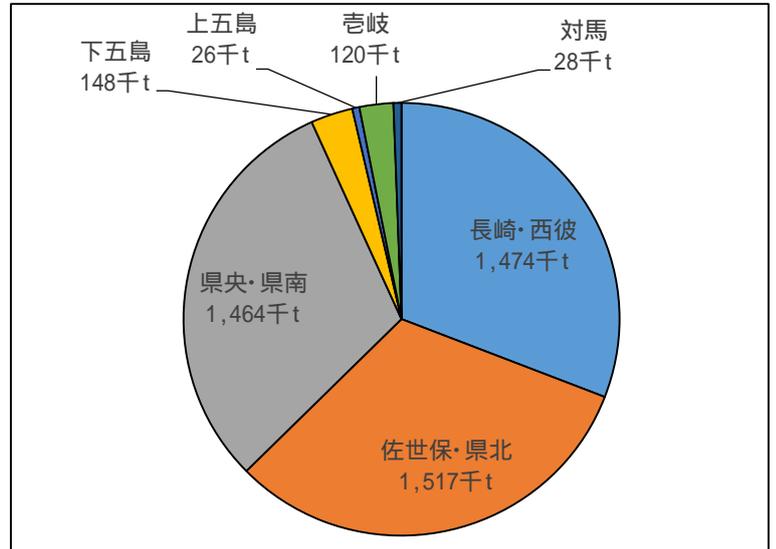
図表 2-2-1 排出量の推移
 () の数値は令和元年度を 100 とした場合の割合

ブロック別排出量

「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の本土ブロックで全排出量の約9割を占めています。

図表 2-2-2 ブロック別排出状況

排出状況 ブロック名	排出量(千t)	構成比(%)
長崎・西彼	1,474	30.9
下五島	148	3.1
佐世保・県北	1,517	31.7
県央・県南	1,464	30.7
上五島	26	0.5
壱岐	120	2.5
対馬	28	0.6
合計	4,777	100.0



図表 2-2-3 ブロック別排出状況（令和元年度）

- 1 「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。
- 2 ブロック区分は従来からの長崎県ごみ処理広域化計画のとおり。

業種別・種類別排出量

業種別の排出量は、農業・林業、電気・水道業、建設業から排出される量が多く、全排出量の9割以上を占めています。

排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、ばいじん、がれき類が多く、全排出量の約9割を占めています。

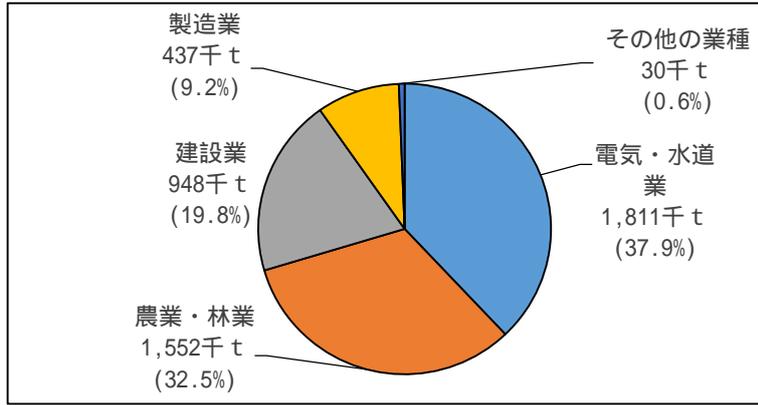
図表 2-2-4 業種別・種類別排出量（令和元年度）

（単位：千トン）

業種	合計	農業・林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	サービス業等
廃棄物の種類											
合計	4,777	1,552	0	8	948	437	1,811	0	5	6	10
燃え殻	61				0	3	57		0	0	0
汚泥	1,189		0		50	145	990	0	0	4	0
廃油	11			0	1	9	0		0	0	0
廃酸	4				0	4			0	0	0
廃アルカリ	7				0	7	0		0	0	0
廃プラスチック類	100		0	0	23	70	0	0	0	1	4
紙くず	4				3	1		0	0		
木くず	129	0		0	81	46	0	0	1	0	0
繊維くず	0				0	0					
動植物性残さ	27					27					
動物系固形不要物	0										0
ゴムくず	0				0	0					0
金属くず	64		0	0	17	45	0	0	0	0	1
ガラス陶磁器くず	112		0	1	56	54	0	0	0	0	1
鉱さい	5				0	5					
がれき類	742		0	7	716	14	2	0	3	0	0
動物のふん尿	1,548	1,548									
動物の死体	3	3									
ばいじん	761					0	761				
特別管理産業廃棄物	9				0	7	0	0	0	0	2

- 1 「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。
- 2 水道業は上水道及び下水道を含む。
- 3 0は5百トン未満。

第2章 現状と課題



図表 2-2-5 業種別排出量の割合 (令和元年度)

(単位: %)

図表 2-2-6 業種別・種類別排出量の割合 (令和元年度)

業種	合計	農業・林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	サービス業等
廃棄物の種類											
合計	100.0	32.5	0.0	0.2	19.8	9.2	37.9	0.0	0.1	0.1	0.2
燃え殻	1.3				0.0	0.1	1.2		0.0	0.0	0.0
汚泥	24.9		0.0		1.0	3.0	20.7	0.0	0.0	0.1	0.0
廃油	0.2			0.0	0.0	0.2	0.0		0.0	0.0	0.0
廃酸	0.1				0.0	0.1			0.0	0.0	0.0
廃アルカリ	0.1				0.0	0.1	0.0		0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類	2.1		0.0	0.0	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
紙くず	0.1				0.1	0.0		0.0	0.0		
木くず	2.7	0.0		0.0	1.7	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維くず	0.0				0.0	0.0					
動植物性残さ	0.6					0.6					
動物系固形不要物	0.0										0.0
ゴムくず	0.0				0.0	0.0					0.0
金属くず	1.3		0.0	0.0	0.4	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラス陶磁器くず	2.3		0.0	0.0	1.2	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱さい	0.1				0.0	0.1					
がれき類	15.5		0.0	0.1	15.0	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
動物のふん尿	32.4	32.4									
動物の死体	0.1	0.1									
ばいじん	15.9					0.0	15.9				
特別管理産業廃棄物	0.2				0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1

- 1 「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。
- 2 水道業は上水道及び下水道を含む。
- 3 0.0は0.05%未満。

(2) 処理・処分状況

現状

令和元年度の産業廃棄物の排出量約478万トンのうち、排出事業者自らが行う処理量は約254万トン(53%)で、他への委託処理量は約224万トン(47%)です。

排出量の多い業種別に自己処理を行っている割合をみると、電気・水道業では60%、農業・林業では71%、建設業では14%となっています。

排出量の多い種類別に自己処理を行っている割合をみると、動物のふん尿が71%、汚泥が88%、ばいじんが16%となっています。

県外で排出された後、県内に搬入して処理・処分された産業廃棄物の量は約15万トンです。逆に県内で排出された後、県外に搬出して処理・処分された産業廃棄物の量は約81万トンです。

特別管理産業廃棄物は排出されたもののほとんどが委託処理されています。

課題

各業種及び廃棄物の種類に応じて、廃棄物処理法に基づく適正な処理ができる体制を構築・維持する必要があります。

産業廃棄物の処理・処分状況

令和元年度の産業廃棄物の排出量約478万トンのうち、排出事業者自らが行う処理量は約254万トン(53%)で、他への委託処理量は約224万トン(47%)となっており、平成26年度と比べ、自己処理の割合が54%から53%に減少し、委託処理の割合が46%から47%に増加しています。

排出量が多い業種の特徴として、電気・水道業で排出量の60%、農業・林業では71%が自己処理されていますが、建設業においては14%となっています。

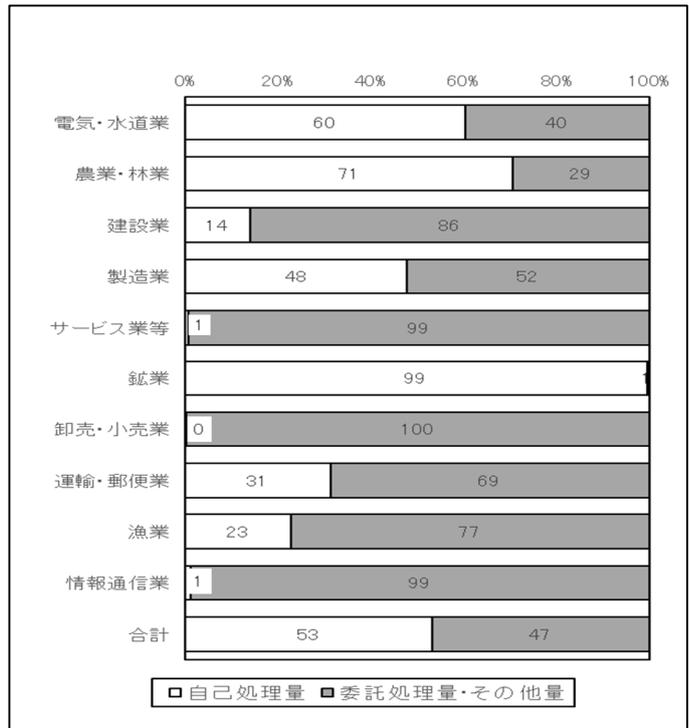
排出量の多い種類では、動物のふん尿が71%、汚泥が88%自己処理されていますが、ばいじんについては16%となっています。

第2章 現状と課題

図表 2-2-7 業種別自己処理・委託処理状況（令和元年度）

（単位：千トン）

業種	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・その他量
電気・水道業		1,811	1,092	719
農業・林業		1,552	1,096	456
建設業		948	132	816
製造業		437	209	228
サービス業等		10	0	10
鉱業		8	8	0
卸売・小売業		6	0	6
運輸・郵便業		5	2	3
漁業		0	0	0
情報通信業		0	0	0
合計		4,777	2,539	2,238

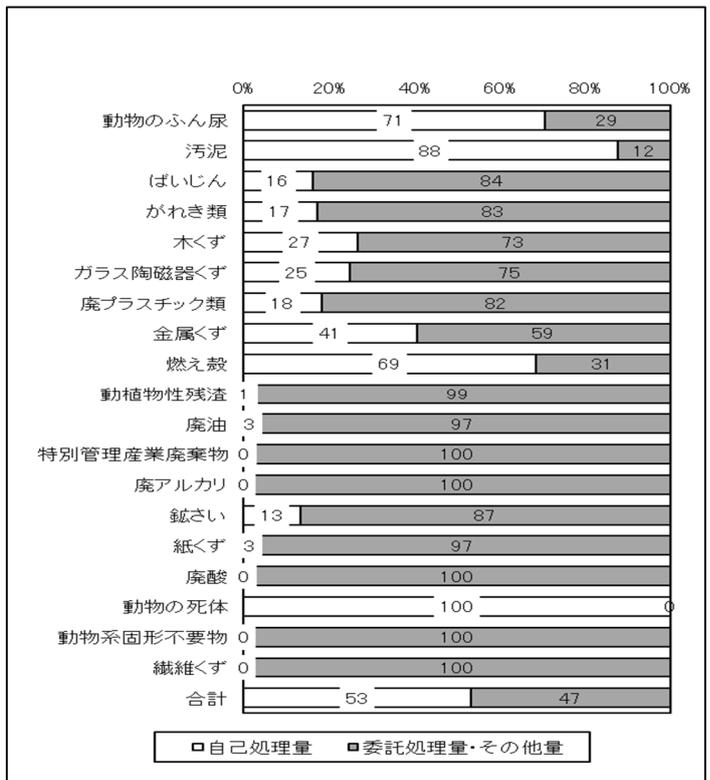


1 千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

図表 2-2-8 種類別自己処理・委託処理状況（令和元年度）

（単位：千トン）

種類	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・その他量
動物のふん尿		1,548	1,093	456
汚泥		1,189	1,043	146
ばいじん		761	124	638
がれき類		742	127	615
木くず		129	34	95
ガラス陶磁器くず		112	28	84
廃プラスチック類		100	18	82
金属くず		64	26	38
燃え殻		61	42	19
動植物性残渣		27	0	26
廃油		11	0	11
特別管理産業廃棄物		9	0	9
廃アルカリ		7	0	7
鉱さい		5	1	4
紙くず		4	0	4
廃酸		4	0	4
動物の死体		3	3	0
動物系固形不要物		0		0
繊維くず		0		0
合計		4,777	2,539	2,238



1 千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

特別管理産業廃棄物の排出及び処理・処分状況

特別管理産業廃棄物の排出及び処理・処分状況は以下のとおりです。

業種別に見ると、製造業、医療・福祉からの排出が多く、この2業種で全体の約99%を占めています。なお、特別管理産業廃棄物の大部分は委託処理されています。

種類別では廃酸が最も多く、次いで感染性廃棄物、廃油の順となっており、これら3品目で全体の約88%を占めています。

図表 2-2-9 業種別自己処理・委託処理状況（令和元年度）

（単位：トン）

業種 \ 区分	排出量	自己処理量	委託処理量 ・その他量
製造業	6,880	0	6,880
医療・福祉	2,421	9	2,413
サービス業等	20	0	20
建設業	19	0	19
電気・水道業	2	0	2
情報通信業・運輸業	2	0	2
卸売・小売業	0	0	0
合計	9,344	9	9,335

図表 2-2-10 種類別自己処理・委託処理状況（令和元年度）

（単位：トン）

種類 \ 区分	排出量	自己処理量	委託処理量 ・その他量
廃酸	3,580	0	3,580
感染性廃棄物	2,421	8,7500	2,412
廃油	2,206	0	2,206
廃酸(有害)	545	0	545
汚泥(有害)	384	0	384
廃アルカリ(有害)	138	0	138
廃アルカリ	31	0	31
廃油(有害)	21	0	21
廃石綿	16	0	16
ばいじん(有害)	2	0	2
廃水銀	0	0	0
合計	9,344	9	9,335

産業廃棄物の移動状況

令和元年度の県外産業廃棄物の県内処理及び県内産業廃棄物の県外処理の量は以下のとおりです。

ア．県外産業廃棄物の県内処理状況

・県外で排出された後、県内に搬入して処理・処分された産業廃棄物の量は、令和元年度で約15万トンであり、平成26年度と比べて約5万トン増加しています。種類別に見ると鉍さいの処理量が最も多くなっています。

図表 2-2-11 県外産業廃棄物の県内処理状況（令和元年度）

（単位：千トン）

廃棄物の種類	搬入量
鋳さい	107
汚泥	32
動植物性残さ	4
廃酸	2
動物のふん尿	2
廃プラスチック類	2
その他	0.3
合計	149

その他：ガラス陶磁器くず等

イ．県内産業廃棄物の県外処理状況

- ・県内で排出された後、県外に搬出して処理・処分された産業廃棄物の量は、令和元年度で約 81 万トンであり、平成 26 年度より約 5 万トン増加しています。種類別に見るとばいじんの処理量が最も多くなっています。
- ・特別管理産業廃棄物では廃酸、感染性廃棄物の県外処理量が多くなっています。

図表 2-2-12 県内産業廃棄物の県外処理状況（令和元年度）

廃棄物の種類	県外搬出量(千トン)	種類毎の排出量に占める割合(%)
ばいじん	591	77.7
燃え殻	54	88.8
汚泥	37	3.1
木くず	33	25.9
廃プラスチック類	28	27.9
金属くず	18	27.9
その他	44	1.8
合計	805	16.8

図表 2-2-13 県内特別管理産業廃棄物の県外処理状況（令和元年度）

廃棄物の種類	県外搬出量(トン)	種類毎の排出量に占める割合(%)
廃酸	1,459	40.7
感染性廃棄物	925	38.2
廃酸(有害)	541	99.3
汚泥(有害)	384	100.0
廃油	212	9.6
廃アルカリ(有害)	82	59.4
廃アルカリ	25	80.6
廃油(有害)	20	95.2
廃石綿	10	62.5
ばいじん(有害)	2	100.0
廃水銀	0	100.0
合計	3,660	39.2

(3) 再生利用・最終処分状況

現状

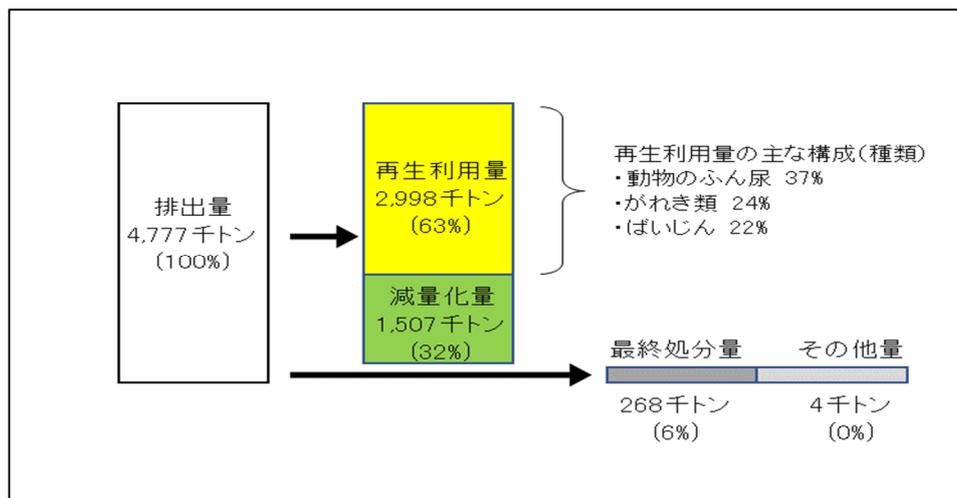
令和元年度の再生利用量は約300万トンで再生利用率は63%です。
 令和元年度の最終処分量は約27万トンで最終処分率は6%です。
 平成26年度と令和元年度を比較すると、再生利用率は60%から63%に改善しましたが、最終処分率は4%から6%に上昇しています。
 令和元年度の長崎県の再生利用率は、平成30年度の全国平均値（52%）よりも11ポイント上回っていましたが、最終処分率は全国平均値（2%）よりも4ポイント下回っています。
 最終処分の状況は、安定型品目が約33%、安定型品目以外が約67%を占めており、種類別では、ばいじんの最終処分量が最も多く、最終処分量の約43%を占めています。

課題

再生利用量は増加傾向にありますが、循環型社会形成のため、引き続き各業種において、再生利用の取組を推進する必要があります。
 最終処分量を抑制するために、廃棄物の排出削減や再生利用に取り組む必要があります。

処理状況

令和元年度の産業廃棄物の処理状況は、図表 2-2-14 のとおりです。



図表 2-2-14 処理状況（令和元年度）

- 1 排出量を処理状況で区分すると、再生利用量、減量化量、最終処分量、その他に区分されるが、その他（大部分は仮保管）は約4千トンであるため、本計画ではこれ以降「その他」を省略する。
- 2 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

再生利用状況

再生利用状況は、動物のふん尿、がれき類、ばいじんの再生利用量及び再生利用率が高くなっています。

図表 2-2-15 種類別処理状況（令和元年度）

種類	区分	排出量 (千t)	再生利用量		減量化量		最終処分量	
			(千t)	再生利用率 (%)	(千t)	減量化率 (%)	(千t)	最終処分率 (%)
動物のふん尿		1,548	1,121	72	427	28		
汚泥		1,189	175	15	1,005	85	9	1
ばいじん		761	646	85			115	15
がれき類		742	713	96	9	1	20	3
木くず		129	116	90	10	8	3	2
ガラス陶磁器くず		112	75	67	5	5	32	29
廃プラスチック類		100	49	49	16	16	31	31
金属くず		64	60	93	0	0	5	7
燃え殻		61	13	21			48	79
動植物性残渣		27	9	34	17	65	0	0
廃油		11	6	54	5	45	0	1
特別管理産業廃棄物		9	3	29	6	68	0	4
廃アルカリ		7	4	55	3	45	0	1
鋳さい		5	1	20	0	1	4	79
紙くず		4	4	84	1	15	0	1
廃酸		4	1	39	2	54	0	7
動物の死体		3	3	99	0	1		
動物系固形不要物		0			0	94	0	6
繊維くず		0	0	63	0	35	0	2
ゴムくず		0	0	7	0	0	0	93
合計		4,777	2,998	63	1,507	32	268	6

図表 2-2-16 全国平均値との比較

種類	区分	長崎県(令和元年度) 1			全国値(平成30年度) 2		
		再生利用率 (%)	減量化率 (%)	最終処分率 (%)	再生利用率 (%)	減量化率 (%)	最終処分率 (%)
動物のふん尿		72	28		95	4	0
汚泥		15	85	1	7	92	1
ばいじん		85		15	78	12	10
がれき類		96	1	3	96	2	2
木くず		90	8	2	81	16	4
ガラス陶磁器くず		67	5	29	73	9	18
廃プラスチック類		49	16	31	57	28	13
金属くず		93	0	7	94	5	2
燃え殻		21		79	60	13	27
動植物性残渣		34	65	0	71	27	2
廃油		54	45	1	40	58	2
特別管理産業廃棄物		29	68	4			
廃アルカリ		55	45	1	20	76	4
鋳さい		20	1	79	92	5	2
紙くず		84	15	1	76	22	2
廃酸		39	54	7	36	62	2
動物の死体		99	1		52	47	1
動物系固形不要物			94	6	77	21	3
繊維くず		63	35	2	56	31	13
ゴムくず		7	0	93	41	23	36
合計		63	32	6	52	45	2

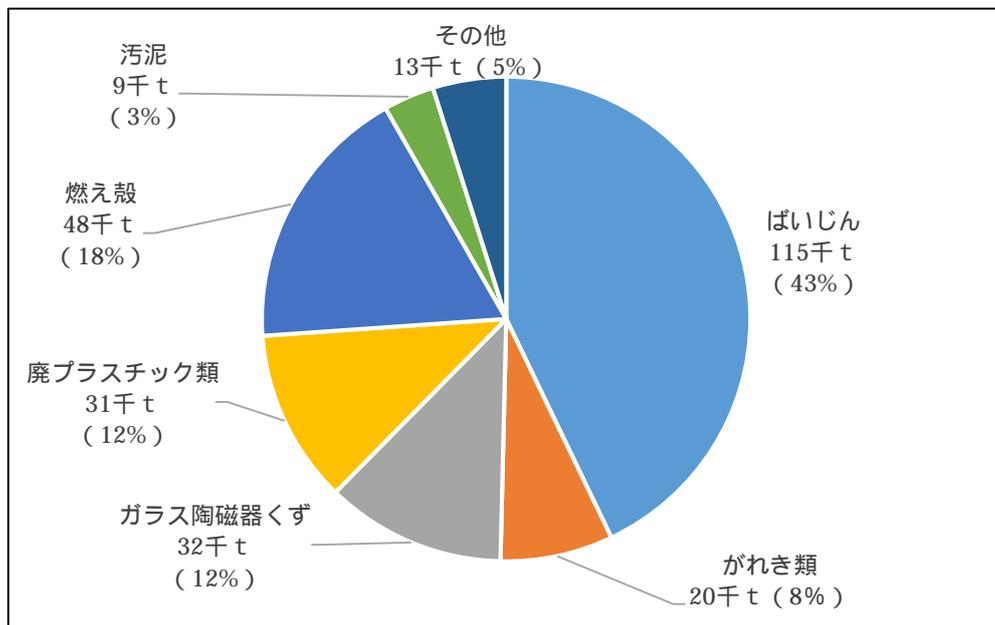
- 1 「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。
- 2 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（環境省）から引用。
- 3 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

最終処分状況

最終処分状況は、ばいじんの最終処分量が最も多く、最終処分量の約43%を占めています。なお、安定型品目以外の最終処分量が約67%を占めています。

図表 2-2-17 最終処分状況（令和元年度）

種類	区分	最終処分量	構成比
		(千t)	(%)
安定型品目	ガラス陶磁器くず	32	12
	廃プラスチック類	31	12
	がれき類	20	8
	その他(ゴムくず、金属くず)	5	2
	小計	88	33
安定型品目以外	ばいじん	115	43
	燃えがら	48	18
	汚泥	9	3
	その他	7	3
	小計	180	67
合計		268	100



図表 2-2-18 種類別最終処分状況（令和元年度）

(4) 処理体制の状況

<p>現状</p> <p>産業廃棄物処理業の許可状況は、令和元年度末時点で、産業廃棄物処理業が2,108件（収集運搬業：1,865件、処分業：243件）、特別管理産業廃棄物処理業が218件（収集運搬業：212件、処分業：6件）となっています。処理業者数（総計）については、近年、緩やかな増加傾向で推移しています。</p> <p>産業廃棄物処理施設は、令和元年度末時点で、中間処理施設が329施設、最終処分場が19施設となっています。</p> <p>最終処分場の残余容量については、近年、総じてやや減少傾向にあります。</p> <p>課題</p> <p>最終処分場の残余容量が少なくなっており、最終処分場の安定確保が必要です。</p>
--

処理業者の状況

産業廃棄物処理業者の数については、近年、緩やかな増加傾向で推移しています。

図表 2-2-19 産業廃棄物処理業者数の状況

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
産業廃棄物	収集運搬業	1,735	1,752	1,824	1,865
	処分業	234	237	241	243
	計	1,969	1,989	2,065	2,108
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	203	198	200	212
	処分業	6	6	6	6
	計	209	204	206	218
合計		2,178	2,193	2,271	2,326

処理施設の設置状況

処理施設の設置状況は、以下のとおりです。

図表 2-2-20 処理施設の設置状況（令和元年度末現在）

施設の種類の			施設数
中間処理施設	汚泥	脱水施設	32
		乾燥施設	6
		焼却施設	7
	廃油	油水分離施設	1
		焼却施設	6
	廃酸・廃アルカリ	中和施設	1
	廃プラスチック類	破碎施設	33
		焼却施設	5
	木くず又はがれき類	破碎施設	230
	その他（汚泥、廃油、 廃プラ、PCBを除く）	焼却施設	8
小計			329
最終処分場	安定型処分場		15
	管理型処分場（うち海面埋立）		4（1）
	小計		19
合計			348

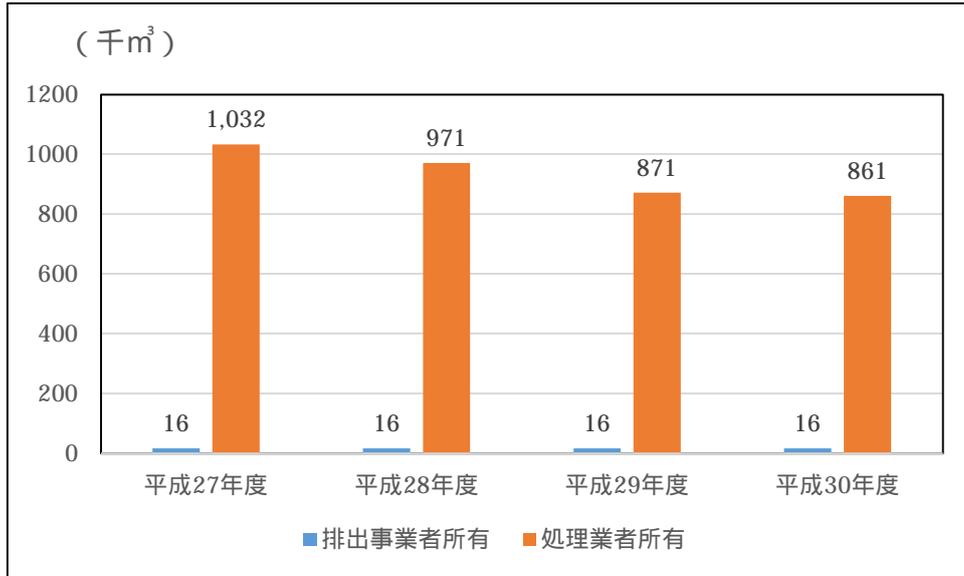
最終処分場の残余容量

最終処分場の残余容量は、以下のとおりです。

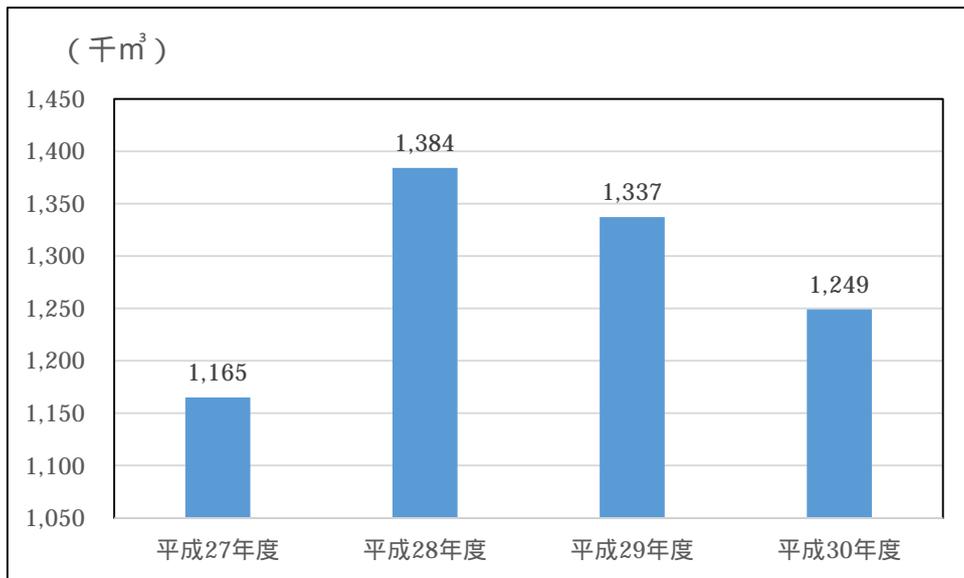
図表 2-2-21 最終処分場の残余容量

項目	平成27年度末			平成28年度末			平成29年度末			平成30年度末		
	施設数	処理能力 (千 m ³)	残余容量 (千 m ³)	施設数	処理能力 (千 m ³)	残余容量 (千 m ³)	施設数	処理能力 (千 m ³)	残余容量 (千 m ³)	施設数	処理能力 (千 m ³)	残余容量 (千 m ³)
安定型処分場	14	3,481	1,048	13	3,199	987	13	3,200	887	13	3,665	877
排出事業者所有	2	544	16	2	544	16	2	544	16	1	528	16
処理業者所有	12	2,937	1,032	11	2,655	971	11	2,656	871	12	3,137	861
管理型処分場	4	6,920	1,165	5	6,931	1,384	5	6,931	1,337	2	6,914	1,249
排出事業者所有	3	6,914	1,165	4	6,924	1,384	4	6,924	1,337	2	6,914	1,249
電気業	1	6,142	660	2	6,152	877	2	6,152	830	1	6,142	743
処理業者所有	1	6	0	1	7	0	1	7	0	0	0	0

第2章 現状と課題



図表 2-2-22 安定型処分場の残余容量の推移



図表 2-2-23 管理型処分場の残余容量の推移（排出事業者所有分）

(5) 再生利用等の目標達成状況

<p>現状</p> <p>平成28年3月に策定した長崎県廃棄物処理計画（前計画）において設定している令和2年度の数値目標と令和元年度の処理状況を比較すると、燃え殻、鋳さい、がれき類に含まれるその他の建設廃材及びその他の種類以外の廃棄物の種類においては、再生利用等の目標を達成しているか、若しくは、概ね達成している状況にあります。</p>
<p>課題</p> <p>目標を達成、若しくは、概ね達成している廃棄物の種類においても、循環型社会形成を推進するために、引き続き廃棄物の再生利用に対する取組が必要です。</p>

平成28年3月に策定した長崎県廃棄物処理計画（前計画）における令和2年度の処理目標値と令和元年度の処理状況を比較すると、以下のとおりです。

前計画では種類ごとの目標を設定しており、令和元年度の状況から目標の達成状況を推測すると、燃え殻、鋳さい、がれき類に含まれるその他の建設廃材、及びその他の種類以外の廃棄物の種類では目標を達成しているか、概ね達成しているものと考えられます。燃え殻（主な排出業種：電気業）、鋳さい（同：製造業）、がれき類のうち、その他の建設廃材（同：建設業）及びその他の種類（全業種）では引き続き目標達成に向けた取組が必要と考えられます。

()内は主な排出業種

目標を達成している廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・動物のふん尿（農業（畜産業））
目標を概ね達成しているが、更なる取組が必要な廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・有機性汚泥（製造業、水道業（下水道）） ・無機性汚泥（建設業、製造業、水道業（上水道）） ・木くず（建設業） ・金属くず（製造業） ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（建設業、製造業） ・がれき類（コンクリート片、廃アスファルト）（建設業） ・ばいじん（電気業）
目標を達成していないため、引き続き取組が必要な廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・燃え殻（電気業） ・鋳さい（製造業） ・がれき類（その他の建設廃材）（建設業） ・その他の種類（全業種）

第2章 現状と課題

図表 2-2-24 産業廃棄物の種類別処理目標達成状況

産業廃棄物の種類	主な排出業種	令和元年度における 数値目標	令和元年度の処理状況						目標の達成状況
			排出量(トン)	再生利用量(トン)		減量化量(トン)			
				再生利用率	減量化率				
燃え殻	電気業	[再生利用] 排出量の47%	60,856	12,631	21%	0	0%	[再生利用] 排出量の21%	目標に達していない
汚泥	有機性汚泥 製造業 水道業(下水道)	[再生利用] 排出量の4% [減量化] 排出量の96%	971,472	43,684	4%	927,028	95%	[再生利用] 排出量の4% [減量化] 排出量の95%	概ね目標を達成している
	無機性汚泥 建設業 製造業 水道業(上水道)	[再生利用] 排出量の6% [減量化] 排出量の94%	217,425	確 認 中					
木くず	建設業	[再生利用] 排出量の83% [減量化] 排出量の15%	128,849	115,948	90%	10,033	8%	[再生利用] 排出量の90% [減量化] 排出量の8%	概ね目標を達成している
金属くず	製造業	[再生利用] 排出量の98%	64,368	59,764	93%	89	0%	[再生利用] 排出量の93%	概ね目標を達成している
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	建設業 製造業	[再生利用] 排出量の75%	112,248	75,004	67%	5,109	5%	[再生利用] 排出量の67%	概ね目標を達成している
鋸さい	製造業	[再生利用] 排出量の90%	4,678	953	20%	50	1%	[再生利用] 排出量の20%	目標に達していない
がれき類	コンクリート片	建設業 [再生利用] 排出量の100%	457,552	452,800	99%	1,174	0%	[再生利用] 排出量の99%	概ね目標を達成している
	廃アスファルト	建設業 [再生利用] 排出量の100%	239,128	231,133	97%	7,546	3%	[再生利用] 排出量の97%	概ね目標を達成している
	その他の建設 廃材	建設業 [再生利用] 排出量の95%	45,766	29,486	64%	0	0%	[再生利用] 排出量の64%	目標に達していない
動物のふん尿	農業(畜産業)	[再生利用] 排出量の73% [減量化] 排出量の27%	1,548,380	1,121,325	72%	427,056	28%	[再生利用] 排出量の72% [減量化] 排出量の28%	目標を達成している
ばいじん	電気業	[再生利用] 排出量の90%	761,350	646,054	85%	0	0%	[再生利用] 排出量の85%	概ね目標を達成している
その他の種類(2) (特別管理産業廃棄物を 除く)	全業種	[再生利用] 排出量の90%	155,920	75,956	49%	44,584	29%	[再生利用] 排出量の49%	目標に達していない
産業廃棄物全体		[再生利用] 排出量の66%	4,777,338	2,998,360	63%	1,507,189	32%	[再生利用] 排出量の63%	概ね目標を達成している

- 1 処理処分状況は、「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から算出。
- 2 その他の種類：廃プラスチック類、動植物性残さ、紙くず、廃油、廃酸、廃アルカリ等

3 適正処理の現状と課題

(1) 適正処理の状況

現状
 県では、令和元年度に、産業廃棄物処理業者及び排出事業者へ、計7,375件の立入検査を実施しました。その結果、命令・処分件数は平成28年度よりも2件多い3件、文書指導は平成28年度よりも7件少ない22件となりました。
 平成25年度から、不適正処理を行った産業廃棄物処理業者等に対し指導票を交付する手法を導入し、これまで以上に厳正な指導を実施しています。
 産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査・指導により、近年は基準適合率95%以上の高い水準を維持しています。
 県が実施している産業廃棄物に関する研修会へは、令和元年度に約790人の参加がありました。

課題
 産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査を継続し、高い基準適合率を維持することが必要です。
 不適正処理については、早期発見、早期指導により早期改善を目指す取組が必要です。

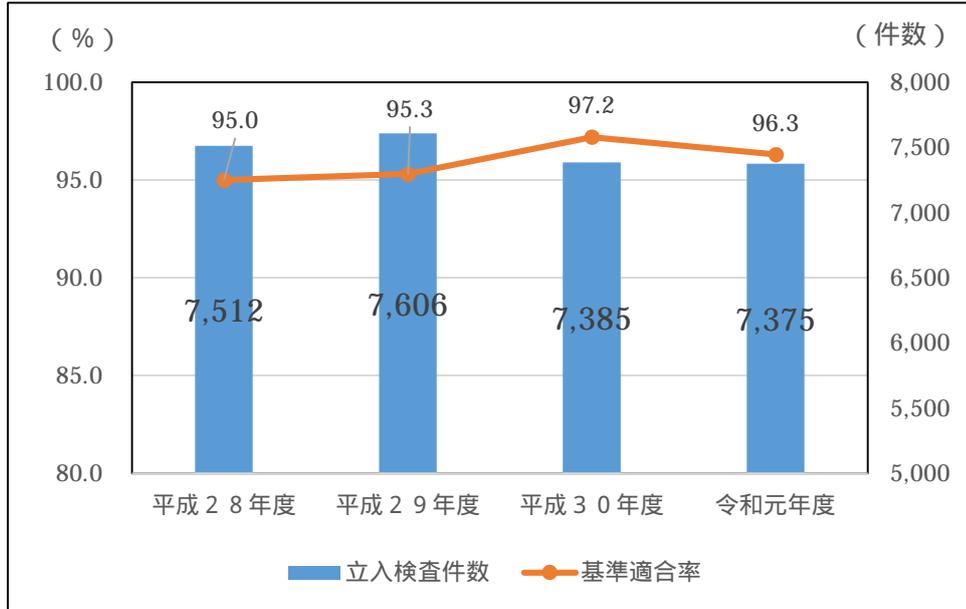
産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査等実施状況

産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成28～令和元年度に実施した立入検査等の実施状況は以下のとおりです。

図表 2-3-1 立入検査等実施状況

年度	項目	立入検査 件数	指導内容				命令 ・処分	基準 適合率 (%)	
			(口頭指導)	(指導票)	(文書指導)	(報告徴収)			
平成28年度	処理業者	5,474	196	162	19	4	11	1	96.4
	排出事業者	2,038	178	126	36	6	10	0	91.3
	計	7,512	374	288	55	10	21	1	95.0
平成29年度	処理業者	5,921	206	163	13	14	16	5	96.5
	排出事業者	1,685	148	98	25	16	9	0	91.2
	計	7,606	354	261	38	30	25	5	95.3
平成30年度	処理業者	5,878	130	114	12	0	4	2	97.8
	排出事業者	1,507	79	49	15	5	10	0	94.8
	計	7,385	209	163	27	5	14	2	97.2
令和元年度	処理業者	5,796	178	153	17	3	5	3	96.9
	排出事業者	1,579	98	52	23	2	21	0	93.8
	計	7,375	276	205	40	5	26	3	96.3

県の管轄地域（長崎市、佐世保市を除く県下一円）で実施したもののみ掲載



図表 2-3-2 立入検査件数と基準適合率の推移

産業廃棄物処理業者及び排出事業者の研修会参加状況
 産業廃棄物の適正処理を推進するため、県が実施した研修会への参加者数の状況は以下のとおりです。

図表 2-3-3 研修会の参加者数

(人)

項目	平成30年度	令和元年度
産業廃棄物処理業者 参加者数	290	415
排出事業者 参加者数	276	371
合計	566	786

(2) 不法投棄の状況

<p>現状</p> <p>令和元年度の不法投棄の発見件数は63件、投棄量は約400立方メートルであり、近年、発見件数は減少傾向にあります。投棄量も、不法投棄事案の投棄量により変動はあるものの、概ね減少傾向にあります。</p> <p>家電リサイクル法の不法投棄状況では、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコンの順に投棄台数が多く、その経年変化はほぼ横ばいです。</p> <p>毎年6月に実施されている空きかん回収キャンペーンには、毎年、多くの県民の方々に参加いただいております。令和元年度は8万2千人が参加し、約19万個の空きかんが回収されました。</p>
<p>課題</p> <p>不法投棄の発見件数及び投棄量は概ね減少傾向にありますが、不法投棄の形態は目立たないように埋設するなど悪質化・巧妙化しており、不法投棄・違法焼却の未然防止、早期発見及び早期改善に向け、不法投棄パトロールや事業者への監視指導の取組継続が必要です。</p> <p>廃家電の不法投棄を防止するため、家電リサイクル制度を活用するとともに、地域住民が廃家電を適正に持ち込める体制を充実していくことが必要です。</p>

不法投棄等監視パトロール実施結果

平成28年度から令和元年度までの不法投棄等監視パトロール実施結果をまとめると、以下のとおりです。

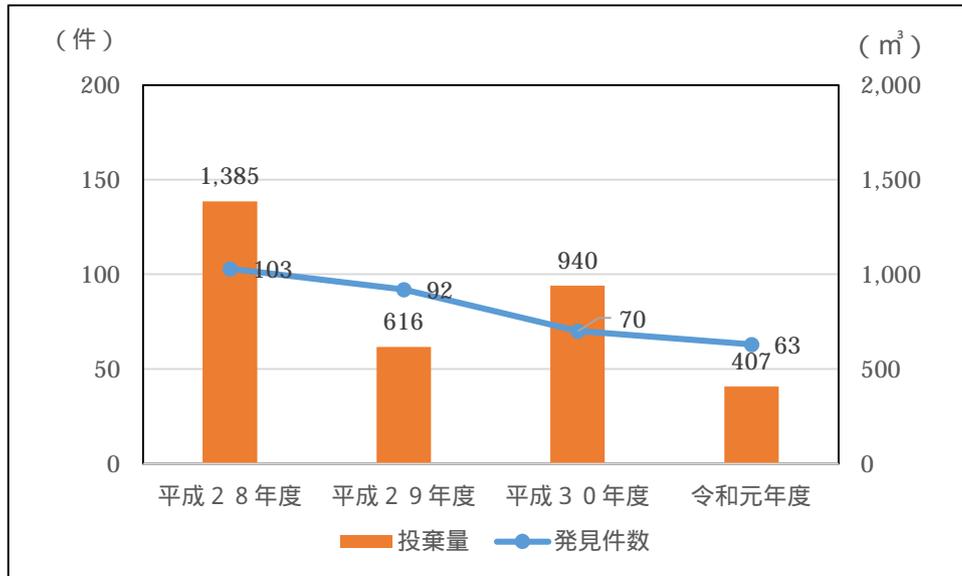
発見件数は、減少傾向にあります。

投棄量については、平成30年度に増加しましたが、減少傾向にあります。

図表 2-3-4 廃棄物の不法投棄等状況の推移

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
パトロール回数		2,527	2,651	2,538	2,273
不法投棄	発見件数(件)	103	92	70	63
	投棄量 (m ³)	1,385	616	940	407
	撤去件数(件)	91	85	69	61
	撤去率 (%)	88.3	92.4	98.6	96.8
野焼き	発見件数(件)	62	39	82	39
	改善件数(件)	62	37	82	39

県の管轄地域(長崎市、佐世保市を除く県下一円)で実施したもののみ掲載



県の管轄地域（長崎市、佐世保市を除く県下一円）で実施したもののみ掲載

図表 2-3-5 廃棄物の不法投棄状況の推移

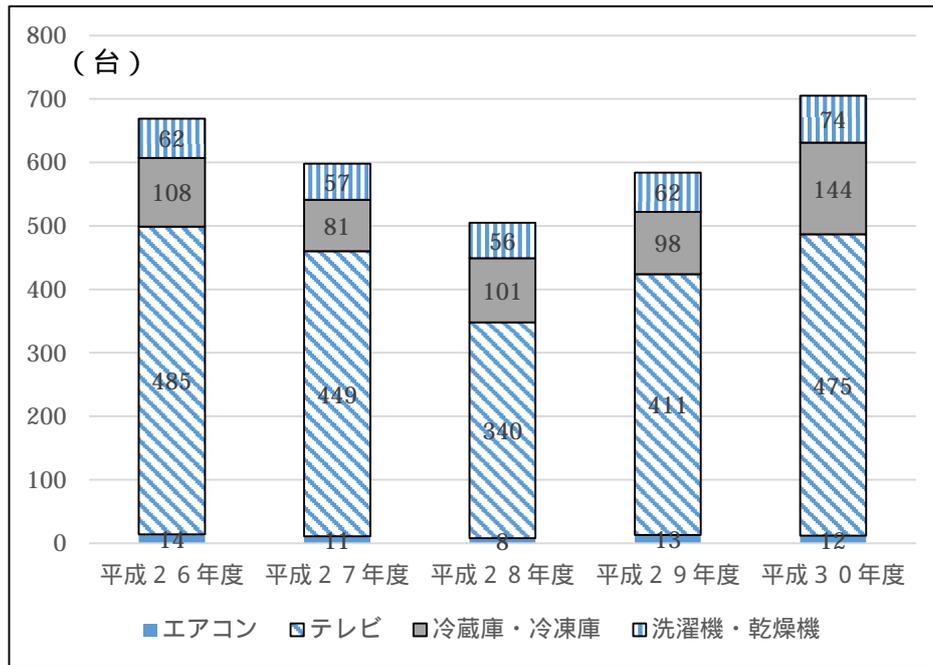
廃家電の不法投棄の状況

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、廃家電4品目の消費者による適正排出、小売業者による消費者からの引取、製造業者等による指定引取場所からの引取及び再商品化等が進められています。

廃家電4品目の不法投棄状況をみると、品目別では、テレビが最も多く、次いで冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコンの順になっています。

図表 2-3-6 廃家電の不法投棄状況の推移

項目	(台数)				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
エアコン	14	11	8	13	12
テレビ	485	449	340	411	475
冷蔵庫・冷凍庫	108	81	101	98	144
洗濯機・乾燥機	62	57	56	62	74
合計	669	598	505	584	705



図表 2-3-7 廃家電の不法投棄状況の推移

空きかん回収キャンペーンの状況

環境美化に対する意識を高めるため、昭和56年から毎年6月に、空きかん回収キャンペーンが市町主体で実施されています。

平成27年度から令和元年度までの本キャンペーンの実績は以下のとおりであり、令和元年度は8万2千人が参加し、約19万個の空きかんが回収されました。

図表 2-3-8 空きかん回収キャンペーン実績の推移

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回収個数(個)	336,730	203,674	259,799	220,198	194,249
回収重量(kg)	15,503	8,731	11,470	9,124	8,169
参加人数(人)	137,919	109,379	93,314	90,860	82,000

第2章 現状と課題